

〔論 文〕

# イギリスにおける『公共図書館法』成立事情

藤 野 寛 之

## 1. はじめに

現在では、一般的に「公共図書館」は、国家立案の法に基づく制度としてどの国でも実現されるものと見なされている。だが、はたしてそうであろうか。予算措置が講じられる見通しがなければ市民の「図書館」は成立しないし、多数の地方自治体がそのために図書館数を増やせないことも知られている。「公共図書館」は、その存在が市民にとって必須のものであるのは分かっている、大都市で一つの図書館が成り立っていれば、それ以上は都市財政のなかでは優先順位が低いほうになりかねない。市民のための図書館は、税金を使ってまで本当に必要なのであるか。本稿では、イギリスで公共図書館が成立した19世紀の半ばにまで遡ってこのあたりの事情を再検討している。これにより、公共図書館の「存在理由」の根本が見てとれるかもしれない。市民がそれを「当然のものとして」最初から受け入れたわけではないし、いくつかの先進国での今日の盛況ばかりが「公共図書館のモデル」になりうるわけではない。もっとも基本的な事項を確認するための逆説的な一つの試みである。さらに本稿は、イギリス人の図書館に対する「考え方」を探る試みでもある。1850年より1925年までの75年にわたるイギリスの『公共図書館法』の改正は『スコットランド法案』および『アイルランド法案』を含めると十回以上にわたる法案の修正（1925年エールでの『地方自治法』を含む）であって、その背景となる社会改革（『選挙権法』の改正・その他）といった関連法案による状況をとまなっているの、そうした点をも配慮する。イギリスの場合、公共図書館活動は、19世紀の後期から急速に発

達を遂げたのであり、1870年代までは『公共図書館法』の採択により開設された図書館数はさほど多くはなかった。1850年の最初の法案ですら、反対意見が多くて、成立が難航していたほどであった<sup>1)</sup>。こうしたこの国の保守的な体質も、その後の法案の修正を重ねざるをえなかった理由の一つであった。本稿は、こうした意味で、イギリスの公共図書館が単なる「直線的な」発達の歴史ではなく、反論や停滞を多分に含むものであった点をも言及する。なお、イギリスの『公共図書館法』の成立過程についてはその経緯を簡略に扱ったジョン・ミントおよびウィリアム・マンフォードによる二点の図書が先行研究の主たるものである<sup>2)</sup>。

イギリスの『公共図書館法』にはその背景となる二つの事情があり、それらが「法案」の修正に大きな影響をもたらしていた。その第一は「改革の世紀」と呼ばれた19世紀全体にわたる「社会改革（特に「教育改革」）」であり、第二は、図書館界の動向によるものであった。さらにそれらは、1832年の『改革法案』（『選挙権法』の改正）から出発していた。こうした背景は本稿の「序論」として論述する必要がある。

## 2. 序論：「改革の時代」と『改革法案』

ナポレオン戦争に勝利してヨーロッパ随一の大国となった19世紀のイギリスは「改革の時代」<sup>3)</sup>と呼ばれた。確かに、本稿が取りあげる、この世紀間の同国内の政治（議会、王室、外交）、社会（国民の選挙権、市民生活、教育、宗教、学術・芸術）は新たな時期を迎えていた。なかでも、「公共図書館」の法的基盤にかかわる改革には二つがあった。その一つは『改革法案』（『選挙

権法』の改正)であり、これにより間接的には国内政治に対する関心が高まり、直接的には地方自治体が『公共図書館法』を採択して自分たちの図書館を持つ権限を付与された。「改革」の第二は、教育制度の全面的な見直しであって、これもまた市民の知的レベルを向上させ、その「識字率」を高めていた。この二つの「改革」はともに、19世紀を通じて取り組みが行われたため、各期の「選挙権法」の改訂は『公共図書館法』の十回以上にわたる「修正」に直接かかわっていた。そして、中等、高等教育、国民全員への義務教育化の道程を審議し勧告した多数の「王立委員会」もまた間接的にではあるが『公共図書館法』の成立に影響をもたらしていた。

1832年の『改革法案』(ウィリアム四世、治世2年)は、国内のすべての「カウンティ」(州)内の「バラ」(郡部)の領域を定め、そこへの併合と変更を取り決めていた。それは各カウンティからの選出議員数が示していた。前世紀後半以降約70年間の人口の伸びは2倍を超えていた。イングランド、ウェールズを併せて、1760年の人口650万人は1831年には1389万6797人になっていた<sup>4)</sup>。法案をめぐるホイッグ党とトーリー党とのやりとりがあり、結局は1831年9月に下院議会通过し、直ちに総選挙があったが、グレイ内閣は変わらず、政治の大勢には変更がなかった。ただ、この法案のもとで中産階級が議席数を増やしており、貴族と大地主とによる政治の独占の形態は変化のきざしを見せていた。1834年10月にウェストミンスター議事堂は火災により消失し、同年には勤労者市民の選挙権要求というチャーチスト運動がはじまり、それはケニントン広場の1848年の大集会まで続いており、市民に「革命の不安」を抱かせていた。『改革法案』は、その後、1867年と1884年に改訂され、それぞれの時期の政治や社会に影響をもらした。

19世紀の間のほぼ一世紀にわたって続けられた「教育改革」も「公共図書館」の成立と発展に大きくかかわっていた。「教育改革」は中等教育(パブリック・スクール)から始めて、高

等教育(オックス=ブリッジの非国教徒への開放、宗教にかかわらないロンドン大学の創設)、そして、最後には初等教育の義務化が実現された。全面的なこうした「改革」により一般市民の識字率は急速に高まり、世紀末には識字率は、当時の世界に類をみない90%にまで達していた<sup>5)</sup>。出発の遅れた『公共図書館法』の普及が、こうした教育レベル全般の向上から影響を受けないはずはなかった。

ヴィクトリア朝と言われる19世紀前半から20世紀に入る前のイギリスは、国内の未曾有の発展(貿易・金融)とは反対に、植民地政策面では以下のとおり戦火に見舞われ続けていた。

|            |           |
|------------|-----------|
| 1838-1842年 | 第一次アフガン戦争 |
| 1840-1842年 | アヘン戦争     |
| 1845-1846年 | シク戦争      |
| 1853-1856年 | クリミア戦争    |
| 1857-1859年 | セポイの反乱    |
| 1879年      | ズールー戦争    |
| 1899-1902年 | ボア戦争      |

国内の市民のほとんどはこうした災厄にかかわらなかったものの、世界最大の版図と経済力を短期間のうちに築きあげた「ヴィクトリア朝」のこうした明暗(光と影)は20世紀以降のきたるべき「波瀾の世紀」を予測させていた<sup>6)</sup>。

### 3. イギリス『公共図書館法』の特徴

イギリスの『公共図書館法』(1850年から1925年まで、エールでの1925年『地方自治法』を含む)はきわめて「変則」であって、イングランド(ウェールズを含む)、スコットランド、アイルランドの法案が十回以上にわたり議会で可決され、各法案は前法案の部分的、もしくは、字句上の「修正」であり、時には前法案を「廃案」にしているものもあった。ここでイギリスの「公共図書館」がいかなる性格のものかを述べる。そこには以下の三つの要点があった。

(1) イギリスでは「公共図書館(パブリック・

ライブラリー）」という言葉をもどくように解釈していたのか。

- (2) 「ベニー・レイト」と呼ばれる課税方式はどこから出てきたのか。
- (3) 「公共図書館」が1925年までの75年にわたり、法案では主に「博物館」とセットをなしていたのはどのような理由からか。この三点について見ていこう。

### 3.1 「公共図書館」という言葉

「パブリック・ライブラリー」という言葉は、「公共図書館」という特定の型の図書館の名称として現在ではどこでも使われており、今さらこの語の意味を詮索する必要はないかも知れないが、イギリスで固有名称としての「公共図書館」が法令ではほぼ最初に使われたのは、1850年の『公共図書館法』（正確には1849年の「公共図書館特別委員会」の報告）からであった<sup>7)</sup>ので、もう一度その当時の状況を振り返って見ておく必要があるだろう。アメリカのニューイングランドにおける「公共図書館運動の起源」を取りあげたシェラの研究<sup>8)</sup>でも、1850年以前の「ソーシャル・ライブラリー」についての言及はあるが、「パブリック・ライブラリー」という言葉の「初出」については明確でない。イギリスでも、1850年以前の歴史は「パブリック・ライブラリー・ムーブメント」であり、これは「公開された各種図書館の展開の経緯（歴史）」と見なされるもので、ミントの書はこの「ムーブメント」を取りあげていた<sup>9)</sup>。オルティックは「パブリック・ライブラリー」の章のなかで1850年以前の公開図書館を取りあげていたし、ケリーは「パブリック・ライブラリー」という名称で1850年以前の公開図書館を取りあげていた<sup>10)</sup>。マンフォードは「パブリック・ライブラリー」という用語について1850年以前には遡っていない<sup>11)</sup>。こうして見ると「パブリック・ライブラリー」という固有名は法案の成立過程のなかで、ほぼ1849年から使われたと受けとることができ、それ以前はその「前史」であった。トーマス・ケリーはその著『初期の公共図書館：1850

年以前のイギリス公共図書館の歴史』において「パブリック・ライブラリー」なる語を次のように定義していた<sup>12)</sup>。

「『パブリック・ライブラリー』とは、図書を破損と不正利用から保護するため、無料で、公衆が自由に利用できる図書館、と規定しておけば十分であろうと私は考えている。この定義は、現代の大英博物館のような国立図書館、および税金に支えられた図書館を含んでおり、公的資金で維持されているという追加的な意味により「公的」である……しかし、1850年以前の図書館のほとんどはその資格を持っていない」。

一方で、マンフォードが「パブリック・ライブラリー」の語を『公共図書館法』を前提とした自治体が提供する図書館だけに限ったのは、「パブリック・ライブラリー」の「パブリック」は「公開」がもっとも適切であるが、「公立的」な意味も含んでいたからであると考えられるが、それは、「改革の世紀」と呼ばれるイギリスの19世紀の変動にも呼応していたからであった。すなわち、そこには時代の要請による用語の定着が見られた。

『公共図書館法』の成立と同時期には、当時のイギリスの中等教育制度の根幹をなす「パブリック・スクール」の「改革」を取りあげた委員会が活動を開始していた。「パブリック・スクール」は、伝統と歴史のあるオックスフォード大学とケンブリッジ大学に代表されるような機関に進学するエリート学生のための名門校であり、その経営を支えていたのは貴族、地主といった資産家からの寄付であった<sup>13)</sup>。改革の本旨は、教育カリキュラムの見直し、寄宿生活の改善にあった。

「パブリック」という言葉が使われていた第二の場は、「パブ」と呼ばれ庶民に親しまれている酒場（パブリック・ハウス）であり、イギリス人の市民生活にはもっとも身近な存在であった。このケースには「公的」な意味合いはない。こうしたなかで「パブリック・ライブラリー」は最終的に出て定着した言葉であり、「フリー・ライブラリー」という語が否定されたうえで定

着したと見なさねばならない。

### 3.2 「ペニー・レイト」

イギリスの『公共図書館法』が規定していたのは「ペニー・レイト」と呼ばれる課税方式であったが、その発生もまた『博物館法』に帰着していた。「ペニー・レイト」とは、1850年の『公共図書館法』の場合、課税額1ポンドにつき2分の1ペニーを自治体の図書館設立のために充てようとする方策の骨子をなすものであった。「レイト」は1855年の「修正案」で1ペニーとなったが、その後は変更されずに、1919年の法改正時まで続いていた。1ペニーの「レイト」が公共図書館のための課税として長らく続けられた理由にはいくつかの点が考えられる。第一に、まず図書館開設のために最低限度の建物が必要と見なされてはいたが、資料費や人件費はそれほど重要視されていなかった。例えば、1853年に開設されたケンブリッジ公共図書館では、土地の富裕層市民からの寄贈図書を中心に図書館活動を成り立たせようとしていた<sup>14)</sup>。1850年以前の「会員制公開図書館」の場合、会費はいずれも1シリング程度であったことも関係していたであろう。そして、公共図書館が地方の町に設立されたさいの館長の公募には、書店員や御者に至るまでの応募者がかなり大勢いたとされる<sup>15)</sup>。このポストは高給でなくとも雇えると見なされていたからであった。

「ペニー・レイト」が公共図書館に適用された第二の理由は、これがもっとも重要であったが、19世紀半ばのイギリスにおける公共図書館の優先順位であった。それは市や町においては公園や公道の整備と同等のものともみなされていたが、税金を投入するなら他により良い使い道があるのではないかとの市民の思惑もまたあったからで、そうした考えは「公共図書館特別委員会」の議論のなかにも表れていた<sup>16)</sup>。

第三に、個人の「自助」努力は貸本屋の本によってでも達成しうるし、それが行われていた時代であった。「レクリエーション」のための読書などはまだそれほど重視されていなかった。

### 3.3 「博物館」と「図書館」の共存

1850年の『公共図書館法』は、1845年の『博物館法』の追加・修正の法案として成り立っており、独立の「法案」ではなかった。そこには「博物館」と「図書館」を区別しえないイギリス独自の伝統があったとともに、二つの法案はいずれも「社会改革」の推進のための方策であった。

『博物館法』は、各都市に国家の支援による無料の博物館を設立して工芸職人たちの技術レベルの向上を目的としたものであり、その成立はいくつかの意味で、その直後の『公共図書館法』に結びつく意義を持っていた。第一に「博物館」と「図書館」はともに歴史的に価値ある「芸術品」のコレクションを扱う機関であった。図書もヨーロッパでは18世紀まで内容をともなう「芸術品」であり、15世紀の「初期印刷本（インキュナブラ）」はもとより、図書そのものの収集が多くの資産家を熱中させていた。ヨーロッパの貴族は、何世代にもわたり一家をあげて、図書その他のさまざまなコレクション収集にのめりこんでいた。こうしたコレクションの多くは、後に各国の大図書館に寄贈もしくは遺贈され、近代の図書館史を成立させていた。20世紀後半まで国立図書館の機能を併せ持っていた大英博物館を無料開館する措置は、イギリスでは現在も続いている。1753年に議会の決議で民間のコレクションを買いあげて成立させた大英博物館は、王室の侍医ハンス・スローンが生涯をかけて作りあげたものが含まれており、そこには動物・植物・鉱物の標本、民芸品だけでなく文献・図書資料も集められていた。とはいえ、政治家ヘンリー・ペラムはスローンのコレクションを「役立たずのくず」と見なしていた<sup>17)</sup>。

さらに、ハイド・パークで1851年の「大博覧会」を成功させたイギリスが、1857年に隣接のケンジントンの地に「ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館」を設立したが、開館当初のコレクションは博覧会に出展された作品を中心に構成されたものであった<sup>18)</sup>。しかし、工芸美術の職人を育て、製品のレベルを高めるため、サンプルの展示と博物館の公開は不可欠の要望

Mar. 2024

イギリスにおける『公共図書館法』成立事情

であった。

一方、限定的ながら図書館を公開し、外部の者に利用させようとの措置はすでに17世紀から始まっていた。マンチェスターの商人ハンフリー・チェタムの資産を基に設立した図書館やカンタベリー大主教となるトーマス・テニソンによりロンドンに建設された図書館はいずれも17世紀に<sup>19)</sup>、コーヒー・ハウスでの新聞・雑誌の利用や「貸本」組織は17世紀から18世紀にかけて出現していた<sup>20)</sup>。1824年に創設されたロンドンの「文芸協会(アシーニウム)」は芸術・文学の愛好者の集まりであった<sup>21)</sup>が、公開図書館の先駆的存在でもあった。職人だけでなく広い範囲の市民が「職工講習所」で学び、その図書館を利用したのもこの風潮をさらに促進させていた<sup>22)</sup>。公開された一大コレクションであったはずの大英博物館のサービスの不満をきっかけとし、1841年に発足した会員制の「ロンドン図書館」は初年度の図書の貸出冊数は1万4834冊と順調な滑り出しであった<sup>23)</sup>。急進派の下院議員ウィリアム・ユーワート(リヴァプール選出)は、貿易業者としての家業の発展のため、ヨーロッパ諸国に対抗する措置として職人の芸術的感覚の育成の場としての博物館での見本の陳列を求めた。イギリスの功利主義思想の影響のもと、ユーワートは、工芸職人たちの技術能力向上のため、まず「美術と製造業に関する特別委員会」を設置し、多数の証人からイギリスとヨーロッパ諸国の工芸品生産の実情を聞きとり、それを根拠にイギリスの大都市における博物館の設置とそこでの製品展示を勧告する『博物館法』を下院議会に提出、可決された。

『博物館法』の成立に次いでユーワートは『公共図書館法』を『博物館法』と同様のやり方で実現させようとした。注目しておきたいのは、ユーワートがともにこの二つの法案の提案者であり、両案がともに「特別委員会」という証人に発言が与えられる場を前提として法案を用意した点であった。彼は「公共図書館」の開設を「博物館」と同じく進めようとした。産業革命の発祥の地である北部イングランド出身の功利主義

者ユーワートは『公共図書館法』の成立を19世紀前期の潮流である「改革」の動きの一環としてとらえていた。彼はすでにいくつかの革新的な「法案」の成立に関与しており、博物館および図書館の無料化政策も社会改革=教育改革の一部と見なしていた。

ではここで、公共図書館成立の根拠となる法律『公共図書館法』とその基礎となった『博物館法』の中身について検討してみよう。

#### 4. イギリス『公共図書館法』とその影響

イギリスで1850年に成立した『公共図書館法』は、反対が多くその実現が危ぶまれたものであったが、妥協案を提示することでようやく実現しており、「公共図書館」が実質的な盛況の時期を迎えたのは1890年代以降であった<sup>24)</sup>。この時期に至り、1867年と1884年の『改革法案』が実現して参政権を得た市民が大幅に増加し、初等教育、女性に対する教育の改革をも実現していたことにより新たな視野が開かれつつあったが<sup>25)</sup>、先進的な図書館活動家たちによる実践が示されるまで、図書館の発展はほとんど停滞していた。

1877年の「イギリス図書館協会」創設の後に、若い世代の新進の図書館長たちが、いくつかの実験をとおして「公共図書館」の新たな時代を築きあげるのに寄与し、これにより「公共図書館」に新たな「頁」がようやく記されたのであった<sup>26)</sup>。

1850年から1877年までの期間に『公共図書館法』を採択したイギリスの自治体は以下のとおりであって、その数は確かに多くはなかった<sup>27)</sup>。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 1850年 | サルフォード                  |
| 1851年 | ウィンチェスター                |
| 1852年 | マンチェスター；オックスフォード；リヴァプール |
| 1853年 | ボルトン                    |

1854年 なし  
 1855年 ケンブリッジ  
 1856年 パーケンヘッド；ハートフォード；シェフィールド；エアドリー  
 1857年 レミントン；リッチフィールド；ノーウィッチ；ウェストミンスター  
 1858年 カンタベリー；メードストーン；サンダーランド  
 1859年 ウォルソール  
 1860年 ブリッジウォーター  
 1861年 パーミンガム  
 1862年 ブラックバーン；カーディフ  
 1863年 なし  
 1864年 なし  
 1865年 なし  
 1866年 ウォリック  
 1867年 なし  
 1868年 コヴェントリー；ノッティンガム  
 1869年 ドンカスター；エクセター；ウォルヴァーハンプトン；ダンディー  
 1870年 バースレム；リーズ；ニューポート；タインマウス；バンゴア  
 1871年 ダーウィン；ダービー；レスター；ミドルスバラ；フォスター；パイズリー  
 1872年 ブラッドフォード；ロクディル；セント・ヘレンズ；スタフォード；ストクトン・オン・ティーズ  
 1873年 ビルストン；ブライトン；サウス・シールズ  
 1874年 ヘアフォード；ヘイウッド；ワトフォード；ウィレンホール；アベリストウィス；ガラシールズ  
 1875年 ストックポート；ウェスト・ブロムウィッチ；トゥルソ  
 1876年 ブリストル；ダーラトン；マクルスフィールド；ノーサンプトン；プリマス；サウスポート；ターヴェス

1877年 バイドフォード；ブリアリー・ヒル；チェスター；スメスウィック

ここにはロンドン市内の地区図書館はほとんどなかったし、スコットランドのエディンバラの図書館もなかった（理由はこの二つの首都には他の大図書館があったからであろう）。これと同時に、いくつかの都市では『公共図書館法』の採択は否決されていた。例えば、バースでは4度、否決されていた<sup>28)</sup>。ロンドン市内の地域図書館が数を増やしたのは1890年代以降である。

地方自治体における「公共図書館」採択のこうした不人気ぶりにはいかなる理由があったのか。それには1850年成立の『公共図書館法』の性格そのものを検討する必要があるだろう。ここに序文の一部の翻訳を掲げておく<sup>29)</sup>。

「市評議会に公共図書館および博物館を設立できるようにさせるための法案」1850年

I. 本法は公共図書館の設置と拡張を推進し「民衆の教育とレクリエーションのため自治体バラに美術・科学公共博物館を設立し拡張する」法による現存の法令よりさらに大きな施設を実現するための手段である。女王陛下ならびに本議会に参集した聖職貴族・世俗貴族・下院議員の権威ある勧告と同意により、女王陛下の治世第8年と第9年に開催された議会において通過していた「大都市における博物館の成立を推進するための法案（【訳者注】自治都市に美術博物館の創設を可能にするための法案）」と題する法案は廃案とされる。そして、いずれの自治体バラ（議会の権限においてなされた前回の算定による人口が1万人を超える）にあっても、その市評議会の要請に基づき、市長が、以下のような方法による本法案の制定が当該バラのために採択しうるかどうかを確認することを法的義務と定め

る。すなわち、「告知」による申し立てが、当該バラの市庁舎の扉もしくはその近辺に、さらに、当該バラの区域内の各教会とチャペルの扉に貼り出され、当該バラで発刊されている新聞のいくつかに、そして、もしそうした新聞が無い場合にはそのバラを含むカウンティから刊行されている新聞に差し入れられ、市民たちは、この「告知」が周知された日付の後の十日以内にバラのいずれの場所において、本法案の採択に賛成か、あるいは反対かの投票に署名を求められる。この投票は当日の午前9時に開始され、同日の午後4時に終了する。当該「告知」は以下に添付する付帯条項の「有効書式第一号」とされる。

- II. さらに、以下の項目が規定されることになる。市長は、この投票を実施するための場所と担当者を指名することとなる。それらは「イングランドおよびウェールズの自治体法人の条例を規定する法案のもとでの選挙」に従い、回答を間違ふ可能性をなくし、各投票人の質問に答えられるような人が担当者に選ばれることとなるであろうし、これは付帯条項「有効書式第二号」とされるであろう。
- III. さらに、以下の項目が規定されることになる。当該バラの「当面の市民名簿」に登録されている市民はすべて、本法案採択の可否について投票する資格があるが、「当面の市民名簿」に登録されていない人物はいずれも投票する権利がない。市長は、このバラ市評議会の一名か二名の委員の立ち会いのもとに、投票を確認し、以下に述べる方法の「公的告知」で本法案の採択を可とする者の投票が3分の2であったかどうかを宣言することになる。本法案の可決もしくは否決は上記の方法で決定される。バラによる本法案の可決の「告知」は、直ちに当該バラの市民会館の扉に「有効書式第三号」としての同文が

貼り出される。上記の方法で同法案が当該バラのために決定されたならば、そこで、市評議会は公共図書館あるいは美術・科学博物館、もしくは、その両方を設立する目的でいずれの土地もしくは建物でも、代金支払いの有無にかかわらず購入もしくは借入することが法で保証される。そして、こうした目的で建設し、変更、あるいは拡張されるいかなる土地や建物でも、その借料と本案の目的にそった代金の支払い、本案の名のもとに借り出す基金やその利息のため、評議会はバラ税の一部、もしくは、別個の課税として、その時々が必要となる額面を課税することが認められるが、それは常に、本法のために課税される税金の全額がいずれの年度でも、バラ税と課税されるバラの資産の年度価格で、1ポンドに対して半ペニーを超えない額とすべきである。

- IV. さらに、以下の項目が規定されることになる。市評議会、もしくは、こうした目的のために任命される委員会は、本法案の規定のもとに徴収される金額から、時として、これらの図書館や博物館の施設の有効かつ快適な居住と活動のための燃料や照明、備品や家具を購入し配置すること、および、給与と報酬をとまなう役員ならびに職員を任命し、上記の図書館と博物館の安全と利用のため、許される範囲での利用者の受け入れに関する規則と規定を作りあげることが法的に可能となるであろう。こうした委員会はいずれも、評議会が妥当と見なす人物（評議会員かどうかはかかわりなく）だけで構成されるし、当該評議会によりいつでも解散させることができる。
- V. さらに、以下の項目が規定されることになる。上記のとおり購入した土地、および、建設、拡張、補修した建物に対して、上記自治体バラの評議会は、本法案により認可されたバラ税を担保として、

上記の年額を女王陛下の財務長官より借入する権限を有する。

- VI. 加えて、以下の項目が規定されることになる。上記のごとくにこうした図書館や博物館のため、もしくは、こうしたすべての図書館と博物館の目的にむけて、もしくはそのための評議会、あるいはそのために彼らにより任命された委員会が購入、建設、拡張、変更した土地と建物、および、紹介される図書や地図や展示される美術と科学の見本、さらに、あらゆる仕様の備品と家具と道具のすべては、当該図書館および博物館が所在するバラの市長、市議会議員、および、バラの市民に帰属し、その管理を任せられ、バラの評議会（もしくは、それが任命した委員会あるいは各種委員会）により管理され、運営される。

以上のように『公共図書館法』（1850年）は、独立した「法案」ではなく、すでに成立している『博物館法』（1845年）の改訂であって、前法令の廃案とともに「博物館」と併せて「新法令」として成立していた。すなわち『公共図書館法』は『博物館法』の骨格を受け継いでいたし、イギリスでは「公共図書館」は、1919年の同法の直接的な「修正版」に至るまで、主に「博物館」とともに取りあげられていた。このため、その出発点となる『博物館法』がいかなるものであったかを次に解説する。

### 5. 「美術と製造業に関する特別委員会」の勧告と『博物館法』の制定

『公共図書館法』（1850年）が『博物館法』（1845年）に依拠していたことは前述したが『博物館法』もまた、その必要性を勧告した1835-1836年開催の「美術と製造業に関する特別委員会」の勧告に基づき法案として下院議会で可決されていた。この特別委員会についてはすでに拙文の「研究」があるが<sup>30)</sup>、この勧告がいくつかの

意味でその後の『博物館法』ならびに『公共図書館法』に影響を与えているので、再びここでこの「特別委員会」について略述しておくこととする。第一には、この委員会の成功が後の『公共図書館法』を提案する発想の源となっていたこと、第二には、『公共図書館法』で実現された「ペニー・レイト」の課税方式は、『博物館法』ですでに先例となっており、それはこの「委員会」の勧告に示されていたものであったこと、そして、「特別委員会」から『公共図書館法』、さらにはその「修正案」（1855年）がすべて、一人の改革派の下院議員ウィリアム・ユアートの発想から出発していたことである<sup>31)</sup>。

議長ユアートによる「美術と製造業に関する特別委員会」は、「イギリスの国民（特に製造業の労働者）の間に美術（諸芸）ならびにデザインの原理についての知識を普及する最良の手段を模索するため、ならびに、美術に関する諸団体の組織と経営とその効果について調査するため」に下院議会により任命されていた。委員には当時の内務大臣のラッセル卿や小説家のブルワー＝リットンが含まれていた。ここで言う「美術（Arts）」とは「諸技芸」であり、美術館で収集する「絵画」や「彫刻」とは異なる職人の技術の集積であった。そうした技芸ならびに「産業デザイン」が新たに注目されたのは、18世紀後期の「産業革命」に触発されており、イギリスはこの面での先進国であったが、19世紀も30年代になると、その技術水準はヨーロッパ諸国からの挑戦を受けるまでとなっていた。貿易立国としてのイギリスは、輸出製品の産業技術面で遅れをとるわけにはいかなかった。すでにドイツの「マイセン磁器」やフランスのレース織物はもとより、色ガラス、宝石、絨毯、楽器などでは外国の技術が市場を独占していた。

「特別委員会」は1835年と1836年の二年にわたって開催され、1835年には28名、1836年には43名の専門家から証言を得て、すべての証言を記録し、勧告を付した「報告書」を1836年8月16日に議会に提出した<sup>32)</sup>。

二年にわたる委員会での証人への質疑応答



Mar. 2024

イギリスにおける『公共図書館法』成立事情

は、1778項目(1835年)および2291項目(1836年)におよんでいた。この報告書をきっかけとして1845年の『博物館法』の成立へとつながる。

1845年7月21日に下院議会で可決された『博物館法』は以下のとおりであった<sup>33)</sup>。

「自治都市に美術博物館の創設を可能にするための法案」1845年

- I. 地域住民の教育と娯楽のため、大都市に美術・科学の博物館の設立および拡大を推進するのが妥当であると見なすがため、女王陛下ならびに本議会に参集した聖職貴族・世俗貴族・下院議員の権威ある勧告と同意により、その名の権威のもとに、地方議会の権限のもとで時として調査される人口の最新の統計が1万人を超えるいずれの自治都市バラの評議会でも、土地を購入してそこに美術と科学の博物館に相当する建物を建設し、同所を維持・補修し、こうした博物館を創設・改善・維持する目的で、その土地と住民とその資産を寄付として受け入れることを認可する法案をここに可決するものとする。そして、こうした土地と建物、ならびに、それらを最善の状態に保つための費用は、当該都市のバラ基金に請求し、そこから支出することができるものとする。この目的のため各評議会は「バラ税」の一部として、もしくはバラ税と同様の形で課税することができ、時に必要とされる金額も課税できるが、本法案のためになされる年度の総額は、1ポンドに対して半ペニーを超えない額面とすべきであり、別途の課税がなされる場合には「バラ税」の各1ポンドにつき各年度に半ペニーを超えないものとすべきである。
- II. さらに、以下の項目が規定されることになる。そうした土地の購入、ならびに、そこに建設される建物の維持費と補修のため、上述のいずれの都市バラの評議会も、バラ税の保全の目的で、女王陛下の財務

長官から、その承認のもとに、時として利子付きの借金を借り受けることができる。

- III. さらに、以下の項目が規定されることになる。上記のとおり購入され設立された土地および建物ならびにその博物館が美術と科学の「見本」として獲得し購入した物品は、当該評議会が受け取り、博物館が所在する都市の市長および議会に渡されて、永久にその管理下に委任されるものとし、当該バラの市民の利益にかなうよう同様な姿で保管させるものとする。
- IV. さらに、以下の項目が規定されることになる。こうした都市バラのいずれの評議会も、時として、当該博物館の入場料の支払いを各1人につき1ポンドを超えない額で求めることができるし、こうして得られた金額は、当該博物館の職員その他の人員の給与のため、ならびに照明・暖房・清掃・その他の維持管理のため、ならびに博物館の所蔵品の保存のために用いることができる。
- V. さらに、以下の項目が規定されることになる。この法案は本議会の会期中に成立した法案により修正ないしは廃案とすることができる。

## 6. 結語

このように『博物館法』をもとに出発していた『公共図書館法』の成立であったが、そこから出発したイギリスの「公共図書館」の性格は、当初、基本的な変更がなされることもなく、1925年まで75年間にわたり続いていた。しかし、その中身は、図書館をめぐる社会の変化、すなわち、『選挙権法』の改正による被選挙権者の拡大、教育制度の改革、図書館界の発展(図書館協会の成立、若手図書館長の活躍)により次第に変更されていった。公共図書館という機関が直ちに成立したわけでもなく、税金という市民

の犠牲のもとにそれを設立させるべきではないとの声も19世紀半ばにおけるイギリスでは「大きかった」ことを知っておくこともまた、「公共図書館」の「存在理由」を認識するうえで必要だと見なすことができよう。

### 注・引用文献

- 1) ウィリアム・マンフォード著、藤野寛之訳『ペニー・レイト：イギリス公共図書館史の諸相1850-1950』金沢文圃閣，2007年，39-45ページ。
- 2) それ以外にその時代を扱ったものに『イギリス新公共図書館史』『*The Cambridge History of Libraries in Britain and Ireland*』があるが、前者は思想史を主としたもの、後者は多数の執筆者によって全体を構成したものであった。
- 3) 藤野寛之「19世紀イギリスの教育改革の背景」『発達社会学研究』，3，放送大学大学院，2011年，23-28ページを参照のこと。
- 4) 今井登志喜『新装版 英国社会史 下』東京大学出版会，2001年，附表1ページ。
- 5) 山本千映，磯野将吾「産業革命期の児童労働と人的資本蓄積—イングランドにおける子どもの識字能力の推移」[http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/748\\_04.pdf](http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/748_04.pdf)（アクセス日：2023年1月13日）
- 6) イギリスの19世紀と20世紀の違いは、19世紀がヴィクトリア朝による「大英帝国」の「繁栄」の時代であったのに対し、20世紀は過去の栄光から180度転換した「変動」の時代であったことであろう。イギリスの20世紀は、ヴィクトリア女王の死去（1901年1月）から始まり、豪華客船タイタニック号の沈没（1912年）、第一次世界大戦開戦（1914年）へと続く波瀾の世紀となった。
- 7) イギリス人にとって「パブリック・ライブラリー」はもともと「利用者」のために開かれた図書館を意味する言葉であった。オックスフォード大学の図書館は一般市民にまで広く開放されていた「公共図書館」ではなかったが、司書トーマス・ジェームズは「Publike Librarie (Public Library)」という用語を使っていた（藤野寛之「オックスフォード大学図書館の再建者：トーマス・ボドリーとトーマス・ジェームズ—イギリス図書館思想の研究—」『阪南論集 人文・自然科学編』，50巻（2），阪南大学学会，2015年，8-9ページ。）
- 8) Jesse H. Shera, *Foundations of the Public Library*, Chicago: University of Chicago Press, 1949, 308p. は『パブリック・ライブラリーの成立』として日本語に翻訳されている。その著の副題は、*The Origins of the Public Library Movement on New England, 1629-1855* であって「Public Library Movement」を取りあげている。シェラはこの著で「Public Library」という語を何通りかの異なる意味合いで使用していたため、訳者は「パブリック・ライブラリー」という言葉をそのまま使用したと記している（ジェシー・H・シェラ著、川崎良孝訳『パブリック・ライブラリーの成立』日本図書館協会，1988年，361-362ページ）。
- 9) Minto, John, *A History of the Public Library Movement in Great Britain and Ireland*, London: Allen and Unwin, 1932, pp.15-46.
- 10) D. Altick, *The English Common Reader: A Social History of the Mass Reading Public, 1800-1900*, Ohio: Ohio State University Press, 1998, pp.213-240. ならびに、Kelly, Thomas, *Early Public Libraries: a History of Public Libraries in Great Britain before 1850*, London: Library Association, 1966, 281p. を参照のこと。
- 11) ウィリアム・マンフォード著、藤野寛之訳『ペニー・レイト：イギリス公共図書館史の諸相1850-1950』金沢文圃閣，2007年，総207ページを参照のこと。
- 12) Kelly, Thomas, *Early Public Libraries: a History of Public Libraries in Great Britain before 1850*, London: Library Association, 1966, p.13.
- 13) 山内乾史「イギリスのエリート教育の動向—変わりゆくパブリック・スクール」[http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/old\\_site/kiyoh/kiyoh08/05.pdf](http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/old_site/kiyoh/kiyoh08/05.pdf)（アクセス日：2023年1月25日）
- 14) マンフォード著、藤野寛之訳、前掲書，121-122ページ。
- 15) 例えば、ケンブリッジ公共図書館で初代館長となったジョン・ピンクは、書店の見習いであったし、最後まで候補に残ったピンクの対抗は駅馬車の御者であった（藤野幸雄・藤野寛之著『図書館を育てた人々：イギリス篇』日本図書館協会，2007年，67-73ページ）。
- 16) マンフォード著、藤野寛之訳、前掲書，39-45ページ。
- 17) 藤野幸雄『大英博物館』岩波書店，1975年，4ページ。
- 18) 蛭川久康ほか編著『ロンドン事典』大修館書店，2002年，814ページ。
- 19) 藤野寛之「イギリスにおけるコミュニティ・ライブラリアンシップの展開」『図書・図書館史：図書館発展の来し方から見えてくるもの』ミネルヴァ書房，2019年，148ページ。
- 20) 寺田光孝・加藤三郎・村越貴代美『図書及び図書館史』樹村房，1999年，50-52ページ。
- 21) 藤野幸雄・藤野寛之著『図書館を育てた人々：イギリス篇』日本図書館協会，2007年，261ページ。
- 22) 藤野寛之『ジョージ・バークベックの職工講習所：その社会的・思想的背景』放送大学大学院，2011年，総71ページ。

Mar. 2024

イギリスにおける『公共図書館法』成立事情

- 23) 藤野著, 前掲書(「イギリスにおけるコミュニティ・ライブラリアンシップの展開」), 149-150ページ。
- 24) 同上書, 146-147, 156-158ページ。
- 25) Woodward, Sir Llewellyn, *The Age of Form 1815-1870*, 2nd edition, Oxford: Clarendon Press, 1962, pp.50-51.
- 26) 例えば, 開架制を導入したブラウンがあげられよう。ブラウンについては次の図書を参考にする。Munford, William, *James Duff Brown: Portrait of a Library Pioneer*, London: Library Association, 1968, 101p.
- 27) ウィリアム・マンフォード著, 藤野寛之訳『エドワード・エドワーズ』金沢文圃閣, 2008年, 87, 149, 176ページ。
- 28) Kelly, Thomas, *History of Public Libraries in Great Britain 1845-1975*, 2nd edition, London: Library Association, 1977, p.25.
- 29) *An Act for Enabling Town Councils to Establish Public Libraries and Museums* (13 & 14 Vict. c.65, 14 August 1850).
- 30) 藤野寛之「イギリス議会における「美術と製造業に関する特別委員会」—証言と勧告および「大博覧会」への効果」『阪南論集 人文・自然科学編』, 46巻(2), 阪南大学学会, 2011年, 1-12ページ。
- 31) Farrell, S. M. "Ewart, William" *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford: Oxford University Press, 2004, vol.18, pp.813-815.
- 32) House of Commons, *Report from the Select Committee on Arts and their Connection with Manufactures, with the Minutes of Evidence, Appendix and Index*, London, 1836, 1 vol.
- 33) *Museum of Art in Boroughs Act* (8 & 9 Vict. c.43, 21 July 1845).

(2023年11月17日掲載決定)